

就労継続支援A型事業所向け説明会における質問事項及び回答

	質問事項	回答
1	<p>運営規程の記入例の第28条第7項において賃金の時給額が明記されているが、「最低賃金以上」と定めてはいけないか。</p>	<p>「最低賃金以上」との定めが基準省令に反しているわけではありませんが、できるだけ金額を明記していただきますようお願いいたします。</p>
2	<p>運営規程の記入例の第6条において「1日について6時間」とあるが利用者によって時間数が異なる場合、どのように表記すべきか</p>	<p>運営規程においては、各事業所の利用者の標準的な労働時間をご記入ください。利用時間が異なる利用者についてそれぞれの労働時間を全て記入する必要はありませんが、例えば「原則として1日について〇〇時間とする。ただし、雇用契約書において別に定めのある者はこの限りではない。」等の記入をしていただいても差し支えありません。</p>
3	<p>運営規程の記入例の第28条第7項において、「賃金時間給845円」と記載されているが、最低賃金の減額の特例許可が出されている利用者の賃金についてはどのように記載すべきか。</p>	<p>最低賃金の減額の特例はあくまでも特例的な措置であることから、減額の特例許可が出されている利用者の賃金については運営規程に規定する必要はありません。</p>